



# サプライヤー 行動規範

**AIRBUS**

# 調達リーダーシップ チーム



ユルゲン・ヴェスターマイヤー  
エアバス CPO（最高調達責任者）



ドミニク・アルナル  
防衛・宇宙部門 調達・  
サプライチェーン・  
ロジスティクス責任者



アントワヌ・ボー  
ヘリコプター部門 戦略調達担当  
エグゼクティブ・ヴァイス・  
プレジデント



オリヴィエ・コーキル  
エアバス グループ調達本部長

# エアバス サプライヤー行動規範

航空宇宙・防衛分野の世界的リーダーであるエアバスは、エアバス防衛・宇宙およびエアバスヘリコプターの2つのグループ会社とともに、自社のビジネス慣行が適用されるすべての法律、規制、倫理的なビジネス基準および原則に適合することを保証するとともに、責任、誠実さ、持続可能性の文化を発展させることにコミットしています。

また、国連グローバル・コンパクトの署名企業として、その人権、労働、環境の慣行に関するコア・バリューを、組織内および取引関係を通じて実践しています。特に、エアバスは、公私を問わず、あらゆる形態の腐敗、現代の奴隷制度、児童労働に対して、ゼロ・トレランスの方針をとっています。

エアバスのサプライヤー企業は、エアバスのエコシステムにとって欠かせない一部であり、その目標の1つである、サプライチェーン管理の継続な改善において重要な役割を果たしています。

エアバス・サプライヤー行動規範は、企業倫理の実践に関する国際フォーラム（IFBEC、最後のページを参照）のモデルに基づいて策定されており、エアバスのサプライヤーとサードパーティに課される基本的な要件を定義するものです。また、国際的に認められた基準や条約に沿ったエアバスの価値観や原則を示しています。

エアバスは、すべてのサプライヤーに対して、責任あるビジネス慣行と持続可能な開発へのコミットメントを求めています。サプライヤーは、所在地を問わず、すべての業務において本サプライヤー行動規範を遵守するものとします。また、サプライヤーは、自社のサプライチェーンにこれらの原則を浸透させ、法令遵守の範囲にとどまることなく、社会的・環境的責任と企業倫理を推進することが求められます。当社とサプライヤー間の共同コミットメントは、互いの成功、適用法の遵守、そして業界の持続可能な未来を確保するための重要な要素です。

# 1 法令遵守

サプライヤーは、その事業に適用されるすべての法令を遵守しなければなりません。これには、業務の運営やサービスの提供が行われる自国以外のすべての国の現地法令も含まれます。

# 2 人権

サプライヤーには、自社の従業員とサプライヤーの従業員に尊厳をもって接し、公正な雇用慣行を推進することにより、人権を尊重しながら事業および業務を遂行することが求められます。これには、公正で競争力のある賃金の支払いや、ハラスメント、いじめ、差別の禁止、児童労働、強制労働、債務労働または年季奉公労働、あるいは囚人労働の禁止、いかなる目的であれ人身取引に関与しないことなどが含まれます。

サプライヤーには、その活動や取引関係において生じる、リスクや実際の人権への悪影響を特定することが求められます。また、リスクを低減し、業務が人権侵害を引き起こしたり、助長したりしないよう、また、事業活動や取引関係によって直接引き起こされたり、助長されたりした悪影響を是正するために、適切な措置を講じなければなりません。

## 2.1 児童労働

サプライヤーは、業務遂行に児童労働が使用されていないことを保証しなければなりません。「児童」とは、業務が行われる場所における雇用の最低法定年齢、および／または国際労働機関（ILO）が定める最低労働年齢の、いずれか高い方に満たない者を指します。

18歳未満のすべての労働者は、危険である可能性の高い業務、または健康、身体的、心理的、社会的、精神的、道徳的発達に有害な可能性のある業務を行わないよう保護されなければなりません。

## 2.2 人身取引、強制労働、債務労働、または年季奉公労働を含む現代の奴隷制度

サプライヤーは、人身取引、強制労働、債務労働、または年季奉公労働など、あらゆる形態の現代奴隷制への関与を防止しなければなりません。

すべての業務は、従業員が自発的に行うものでなければなりません。

サプライヤーには、すべての従業員に対し、賃金、労働時間、福利厚生、その他の労働・雇用条件に関する権利と責任を明確に示した、従業員が理解できる言語で書かれた書面による契約書を交付することが求められます。

サプライヤーは、適用法で義務付けられている場合を除き、雇用の条件として、いかなる形態の従業員の身分証明書（パスポートまたは就労許可証）を保持したり、そのような書類を破棄したり利用不可能にしたりしてはなりません。

サプライヤーは、直接的であれ間接的であれ、就業の前提条件として、従業員に手数料、採用費用、または保証金を請求してはなりません。

サプライヤーは、労働者が合理的な通知の後に雇用を終了し、受け取るべき給与をすべて受け取る権利を尊重しなければなりません。

また、労働者がシフト終了後に職場を離れる権利を尊重しなければなりません（賃金、福利厚生、労働時間の項も参照）。

# 3 雇用慣行

## 3.1 ハラスメントといじめ

サプライヤーには、従業員に対し、身体的、精神的、性的、言葉によるハラスメント、脅し、その他の虐待的行為のない雇用環境を保証することが求められます。

## 3.2 多様性とインクルージョン

サプライヤーには、人種、肌の色、宗教、性別、年齢、民族的または国籍的出身、障害、性的指向または嗜好、性自認、婚姻状況、市民権の有無、政治的嗜好、その他の個人的特性にかかわらず、従業員が尊厳、尊敬、および公正さをもって扱われる多様でインクルーシブな職場環境を整備することが求められます。

サプライヤーには、従業員および採用応募者に差別なく平等な雇用機会を提供し、すべての差別禁止法令を遵守することが求められます。

サプライヤーは、採用、給与、福利厚生、昇進、解雇、退職を含め、個人的特性ではなく、能力に基づく雇用を保証しなければなりません。

## 3.3 賃金と手当

サプライヤーは、少なくとも現地の法律で義務付けられている最低報酬を労働者に支払い、法的に義務付けられているすべての福利厚生を提供しなければなりません。通常労働時間に対する賃金に加え、時間外労働に対しては、法的に義務付けられている割増賃金、またはそのような法律が存在しない国では、少なくとも通常時間給と同額の賃金を労働者に支払わなければなりません。

サプライヤーは、懲戒処分として賃金の減額を認めてはならず、国内法で規定されていないその他の減額も認めてはなりません。

## 3.4 労働時間

サプライヤーには、就業、休憩時間、最長連続勤務日数、年次休暇を規定する国際労働機関（ILO）の基準を考慮して事業を運営することが求めら

れます。通常の週労働時間を超える労働は自発的でなければならず、サプライヤーは全従業員に対し、7日ごとに24時間以上の連続した休息期間を与えるものとします。

### 3.5 社会対話と結社の自由

サプライヤーには、ハラスメント、脅し、罰則、干渉、報復を恐れることなく、労働者が自由に結社し、労働条件に関して経営陣とオープンにコミュニケーションをとる権利を尊重することが求められます。

サプライヤーには、適切な国内法的枠組みの中で、労働者が選択した結社への加入・不加入を含め、労働者が合法的に結社の自由権を行使するあらゆる権利を認識し、尊重することが求められます。

### 3.6 懲戒および苦情処理制度

サプライヤーには、従業員の業務、行動、欠勤に関する懸念に対処するために、従業員の懲戒プロセスを導入することが求められます。

サプライヤーには、従業員による職場の問題・懸念の提起や、懲戒決定への異議申し立てのための苦情処理制度を設けることが求められます。

### 3.7 移住労働者

「移住労働者」とは、国民でない国で報酬を伴う活動に従事する予定の者、従事している者、または従事してきた者を指します。サプライヤーは、移住労働者が受入国の移民法および労働法を完全に遵守して雇用されることを保証しなければなりません。

# 4 インテグリティと 企業倫理

## 4.1 腐敗防止法

サプライヤーは、エアバスとの関係における義務や活動の履行に適用されるすべての腐敗防止法令を遵守するものとします。

サプライヤーには、購買契約、パートナーシップ、合併事業、相殺契約、代理人やコンサルタントなどの第三者の使用を含むすべてのビジネス上の取り決めにおいて、腐敗を防止・発見するために、自社事業のリスクに合わせたコンプライアンスプログラムを導入し、合理的なデューデリジェンスを実施することが求められます。

## 4.2 違法な支払い

サプライヤーは、政府関係者、政党、公職の候補者、その他の者に対して、不適切な金銭の支払いまたは有価物授受の申出、約束、履行、受領、受領の同意を行ってはなりません。これには、ビザ取得や通関のような日常的な行政措置の迅速化または確実な履行を意図した、いわゆる「円滑化」または「潤滑化」に対する支払いの禁止が含まれます。ただし、そのような迅速化サービスに対する政府の正式かつ適法な料金表があり、政府が領収書を発行する場合はこの限りではありません。健康または安全に対する差し迫った脅威がある場合、個人的な安全に対する支払いは許可されます。

サプライヤーは、顧客、サプライヤー、その代理人、代表者、その他の者に対し、違法な支払いを申し出たり、違法な支払いを受けることに同意したりしてはなりません。サプライヤーには、不当な影響力または不適切な便宜を図ることを目的とした、直接的または間接的な、従業員による金銭または有価物の受領、支払、および／または約束を禁止することが求められます。この禁止は、そのような行為が現地法に違反しない可能性のある場所であっても適用されます。

## 4.3 詐欺と欺瞞

サプライヤーは、不正行為、人を欺く行為、虚偽の主張、またはサプライヤーを代理する者にそのような行為を許すことによって、いかなる種類の利益も得ようとしてはなりません。これには詐欺や窃盗、財産や情報のあらゆる不正流用が含まれます。

## 4.4 競争と独占禁止

サプライヤーは、価格の固定、談合、入札の不正操作、供給の制限、市場の配分／支配など、公式または非公式の反競争的な取り決めを行ってはなりません。また、競合他社とのあいだで、現在、直近、または将来の価格情報を交換してはなりません。サプライヤーは、カルテルや、違法に競争を制限したり、影響を与えたりするような活動に参加してはなりません。

## 4.5 贈答品／業務上のもてなし

サプライヤーには、自社の製品やサービスのメリットで競争することが求められます。サプライヤーは、不公正な競争上の優位性を得るために、業務上のもてなしの授受を利用してはなりません。いかなる取引関係においても、サプライヤーは、贈答品または業務上のもてなしの申し出または受領が、適用される法令によって許可されていること、およびこれらの授受

が受領者の組織の規則および基準に違反せず、合理的な市場の慣習および慣行と一致していることを保証しなければなりません。現金や現金相当物の提供や受領を行ってはなりません。

#### 4.6 インサイダー取引

サプライヤーとその従業員は、エアバスとのビジネス関係の過程で得た重要な、または非公開の情報を、いかなる企業の株式や有価証券の取引においても、その取引の根拠として、または他者に取引をさせる根拠として使用してはなりません。

#### 4.7 利益相反

サプライヤーには、あらゆる利益相反や利益相反のように見なされる状況を避けることが求められます。サプライヤーは、利益相反が実際に生じた場合、または生じる可能性がある場合、影響を受けるすべての関係者に直ちに通知するものとします。これには、エアバスと個人の利益、または近親者、友人、関係者との利益の相反が含まれます。

## 5 環境・安全衛生

### 5.1 環境・安全衛生マネジメントシステム

サプライヤーには、業務、製品、サプライチェーン全体の環境リスクを積極的に管理しながら事業を行うことが求められます。

サプライヤーには、製品設計またはサービスに環境配慮を組み込むなど、環境パフォーマンスの効果的な管理を目的とした方針や手順を含む、適切な環境マネジメントシステム（例えばISO14001または同等のもの）を確立することが求められます。

サプライヤーには、死亡事故、労働災害、健康への影響の撲滅に努め、安全上の危険への曝露を抑制することで、従業員、請負業者、訪問者、およびサプライヤーの活動によって影響を受ける可能性のあるその他の人々の安全衛生と福祉を保護するための方針を含む、適切な安全衛生管理システム（例えばISO45001または同等のもの）を確立することが求められます。

サプライヤーは、衛生的な労働環境を提供するための合理的な措置を講じるべきであり、従業員のパフォーマンスと安全性がアルコール、規制薬物、合法・非合法薬物によって損なわれないようにしなければなりません。

### 5.2 物質と化学物質の管理

サプライヤーには、ライフサイクル全体における製品の安全な使用を可能にするため、製品の環境・衛生・安全（EHS）に関する最新の情報をエアバスに伝えることが求められます。

また、サプライヤーには、その製品および／またはサービスに関する川下での要件が満たされるよう、エアバスと協力することが求められます。

さらに、サプライヤーには、供給の継続性を保証するために、一部の化学物質／物質に関する将来の規制上の制約を予測することが求められます。

### 5.3 持続可能な製品とプロセスの開発

エアバスのサプライヤーは、エアバスの持続可能性戦略を積極的にサポートし、ライフサイクルを通じて環境への影響を最小限にする革新的な製品とプロセスを開発、製造、提供するために最善の努力を払うものとし、ます。

サプライヤーには、気候変動への影響を低減し、エネルギー、水、および天然資源の使用効率を改善し、廃棄物量や有害物質の使用を最小限に抑え、適切な外装包装で製品等を発送し、使い捨てプラスチックの使用を減らすなど、再利用可能／リサイクル可能な包装資材の使用を推進し、責任を持って大気排出を管理することが求められます。

## 6

## 製品の安全性

サプライヤーには、自社の組織とプロセスによって、エアバス製品安全戦略を積極的にサポートし、耐空性と安全規制への継続した準拠に貢献することが求められます。

### 6.1 安全性に対する姿勢

サプライヤーには、従業員各自が全力で取り組むとともに、乗客、航空会社関係者、そして同僚従業員の生命が、製品の安全性に対する個人のコミットメントにかかっていることを決して忘れないように保証することが求められます。

## 6.2 安全第一

サプライヤーには、「安全第一」の原則が組織内のあらゆるレベルで履行・推進され、従業員各自が製品の安全性が決して損なわれないよう最大限の努力をするよう保証することが求められます。

## 6.3 規制枠組みにおける警戒と共有

サプライヤーは、継続的な耐空性と安全性を維持し、適用される規制に従い、潜在的な安全性の問題をエアバスに適時に報告するものとします。

- サプライヤーには、許容可能な期限内で安全問題分析をサポートすることが求められます。
- サプライヤーは、適用される規制に従い、事故／インシデントの調査をサポートするものとします。

## 6.4 安全強化

サプライヤーには、安全マネジメントシステムの原則に従い、製品の安全性および／または製品操作の安全性に影響を与える可能性のあるすべての事象を、自社のエンジニアリングの判断に基づき、エアバスに積極的に報告することが求められます。

# 7 情報保護

## 7.1 機密情報、秘密情報、専有情報の保護

サプライヤーには、すべての機密情報、秘密情報、および専有情報が適切に保護されていることを保証することが求められます。

エアバスとの関係において、サプライヤーは適用されるすべてのデータプライバシー法令を遵守しなければなりません。

サプライヤーは、適切なITサイバーセキュリティプログラムを実装して情報システムへの新たなリスクを軽減するなど、適切な物理的および電子的セキュリティ手順を通じて、個人データ／情報を含む他者の機密情報、機密情報、および専有情報を、不正アクセス、破壊、使用、改変、および開示から保護しなければなりません。

サプライヤーは、データ侵害やセキュリティインシデントの疑い、またはその実際の発生を認識した場合は、ただちにエアバスに報告しなければなりません。

## 7.2 知的財産

サプライヤーは、開示からの保護を含め、知的財産権の主張に関して適用されるすべての法律を遵守しなければなりません。

# 8 海外との取引と 輸出管理

## 8.1 輸入

サプライヤーは、そのビジネス慣行が、部品、コンポーネント、技術データおよびサービスの輸入に適用されるすべての法律、指令、規制を遵守していることを保証しなければなりません。

## 8.2 輸出管理

サプライヤーは、そのビジネス慣行が、米国、EU、および適用されるあらゆる国の規制を含む輸出管理法令を遵守していることを保証しなければなりません（制裁および禁輸法制の遵守を含む）。サプライヤーは、要求された場合には、真実かつ正確な輸出管理分類や情報を提供し、輸出管理ライセンスまたはその他の許可を取得するものとし、必要に応じてあらゆる申告を行わなければなりません。

## 8.3 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、重要材料および紛争鉱物の直接・間接調達に関して適用される法令を遵守しなければなりません（すなわち購入製品に含まれる場合）。これらの材料には、「紛争鉱物」（スズ、タングステン、タンタル、金）、レアアース、その他の鉱物や金属（ボーキサイト、コバルト、チタン、リチウムなど）が含まれます。サプライヤーは、納入する製品に含まれる可能性のある「紛争鉱物」および重要な材料が、責任を持って調達されたものであること（すなわち、環境への影響が限定的であり、人権を侵害していないこと）を合理的に保証するための方針および管理システムを確立するものとします。

サプライヤーは、深刻な人権侵害の加害者である武装集団に直接的または間接的に資金を提供し、または利益をもたらす紛争鉱物の使用を根絶する取り組みをサポートするものとします。サプライヤーには、デューデリジェンスを実施し、要求された場合、これらの鉱物の供給元と加工流通過程管理に関する裏付けデータをエアバスに提供し、原産地および／または生産手段に関する潜在的な疑念があれば、エアバスに明らかにすることが求められます。

供給された原材料の「チェーン・オブ・カストディ（加工流通過程管理）」が「確認不可能」または不明な場合、サプライヤーには適切な認証を取得するか、その鉱物供給源の使用を段階的に停止することが求められます。

## 8.4 偽造部品

サプライヤーには、偽造部品や偽造材料が納入されるリスクを最小化するために、製品に適した効果的な方法とプロセスを開発、実施、維持することが求められます。偽造部品や偽造材料を検出、報告、隔離し、そのような部品がサプライチェーンに再び流入するのを防ぐために、効果的なプロセスを導入しなければなりません。

偽造部品および／または偽造材料が発見された場合またはその疑いがある場合、サプライヤーは、当該偽造部品および／または偽造材料の受取人に直ちに通知しなければなりません。

## 8.5 税の支払い

サプライヤーは、事業を行っている国で適用されるすべての税法と規制を遵守し、税務当局に対してオープンで透明性のある対応を行っていることを保証しなければなりません。いかなる状況においても、サプライヤーは、違法な脱税を故意に行ったり、他者のためにそのような脱税を助長したりしてはなりません。

そのため、サプライヤーは、脱税またはその助長のリスクを最小化するための効果的な管理策を導入し、従業員がそれらを理解し、効果的に実施し、懸念があれば報告できるよう、適切なトレーニング、サポート、内部告発手続きを提供しなければなりません。

## 8.6 支払慣行

サプライヤーには、その支払慣行が公正かつ合理的であること、ならびに、合意された契約上の支払い条件および適用法に従い、疑義のない有効な請求書に対して期限内に支払を行うことが求められます。

# 9

## 正確な記録の保持

サプライヤーには、ビジネス上の記録を作成、保存、保持するとともに、その記録が示す潜在的な取引を隠蔽したり、虚偽の表示をしたりする目的で、いかなる記録内容も変更しないことが求められます。

サプライヤーには、上記の活動が正確かつ確実に行われることを保証するために、関連する適切な管理の実施が求められます。

形式を問わず、商取引の証拠として作成または受領されるすべての記録は、記述される取引または事象を完全かつ正確に表すものでなければなりません。記録は、適用される保存要件に基づいて保存しなければなりません。

# 10

## ガバナンスと管理システム

### 10.1 声を上げる文化と内部告発者の保護

サプライヤーには、従業員および第三者に対し、報復を恐れることなく、助言を求めたり法的または倫理的な懸念を提起したりするための適切な報告経路を、匿名での報告の機会も含めて提供することが求められます。

サプライヤーには、報復行為を防止、検出、是正するための行動をとることが求められます。

### 10.2 本規範に違反した場合に生じる結果

本規範の要求が満たされない場合、関連する調達契約の条件に従い、取引関係の見直しや是正措置が実施される可能性があります。

### 10.3 エアバス・オープンライン

エアバス・オープンラインは、サプライヤーとその従業員が利用できる安全で機密性の高い報告経路であり、賄賂、人権、環境、安全衛生、製品安全性の分野でエアバスに関連する警告を自発的に提起することができます。エアバス・オープンラインのウェブサイト ([www.airbusopenline.com](http://www.airbusopenline.com)) 上で利用することができ、13の言語に対応しています。

# サプライヤーの誓約

サプライヤーは、このエアバス・サプライヤー行動規範を適用するか、またはサプライヤー自身の行動規範とそのサプライチェーンに対する現在の持続可能性慣行がエアバス・サプライヤー行動規範に定められた原則と一致していることを保証することにより、エアバス・サプライヤー行動規範の原則を遵守することに同意します。

サプライヤーは、エアバス・サプライヤー行動規範の原則を、エアバスとの取引に関わる関連会社、子会社、および下請業者に浸透させるために必要な措置を講じるものとします。

これらのエアバス・サプライヤー行動規範の原則は、持続可能な日常のビジネス慣行に組み込まれるものとします。

エアバス・サプライヤー行動規範は、入札プロセス文書の一部となり、サプライヤーによるその遵守は、選考プロセスにおいてエアバスが評価する必須基準の一つとなります。

このエアバス・サプライヤー行動規範に署名した時点で、サプライヤーは、本文書が、すべての既存の契約（該当する場合）、およびエアバスとのすべてのビジネスおよび契約関係において、ここに記載された原則に従うことを約束するものであることを承諾します。

本文書は英文版が正本で、この日本語版は参考として作成されています。これら両言語版の原則の間にもし矛盾や抵触がある場合、英文版が優先されます。

エアバス・サプライヤー行動規範は、ベストプラクティスの最低基準を示すものです。本行動規範は、契約の法令（該当する場合）に準拠します。契約が存在しない場合、本文書はフランス法に準拠するものとします。

サプライヤー正式社名

---

代表者氏名および役職

---

署名

---

日付

---



## IFBECについて

企業倫理の実践に関する国際フォーラム（IFBEC）は、米国航空宇宙産業協会（AIA）と欧州航空宇宙防衛産業協会（ASD）のメンバー企業によって設立されました。IFBECは、倫理的なビジネス慣行の分野におけるベストプラクティスや世界的傾向について、業界関係者間で情報交換する機会を提供しています。IFBECメンバーは、航空宇宙・防衛産業のための企業倫理に関するグローバル原則を策定し、AIAとASDの承認を受けました。このフォーラムは、持続可能な競争力のためのビジネス慣行を共有する意欲のあるすべての企業に開かれています。

IFBECの目的は、航空宇宙・防衛ビジネス分野で活動する企業のためのグローバルで業界全体に及ぶ倫理基準の策定を、グローバル原則を通じて促進・推進することです。IFBECはまた、業界と関連する利害関係者が、倫理上のビジネス課題、慣行、機会に関する情報とベストプラクティスを交換する機会を世界中で設けることにも注力しています。

グローバル原則は、倫理的な事業行動と統一された一連の基準に対する航空宇宙・防衛産業のコミットメントを確認するものです。グローバル原則は、腐敗に対するゼロ・トレランス、アドバイザーの活用、利益相反の管理、専有情報の尊重に関するビジネス行動を規定しています。

これらの原則を正式に遵守する企業は、グローバル原則に合致した倫理的なビジネス行動を推進するプログラムや方針を、自社のビジネス慣行に含めることに注力することになります。

---

本規範に関するご質問やご意見は、以下の連絡先にお送りください。  
[compliance@airbus.com](mailto:compliance@airbus.com)

# AIRBUS

エアバスS.A.S.フランス、ブラニャック（セデックス） 31707

© AIRBUS S.A.S.2021 - 無断複写・転載を禁じます。

エアバス、そのロゴおよび製品名は登録商標です。

コンセプトデザイン：マルチメディアスタジオ

20200482。写真提供：エアバス、W・シュロール。

2021年3月

エアバス・プリント・センターによりフランスで印刷。

機密および専有文書。本書および本書に含まれるすべての情報は、AIRBUS S.A.S.に帰属します。本書の交付またはその内容の開示により、いかなる知的財産権も付与されません。本書は、AIRBUS S.A.S.の書面による明示的な同意なしに複製または第三者に開示することはできません。

本書およびその内容は、提供された目的以外には使用しないものとします。ここに記載された内容は、何らかのオファーを構成するものではありません。

これらは前述の仮定に基づくものであり、誠意をもって表明されたものです。これらの記述の根拠が示されていない場合、AIRBUS S.A.S.は喜んでその根拠を説明します。

このパンフレットはトリプルスターサテン紙に印刷されています。

この紙は、EMAS（環境管理監査制度）の認定を受け、ISO 9001-14001認証、PEFC<sup>TM</sup>認証、およびFSC<sup>®</sup> CoC認証を受けた工場で生産されています。製造には、塩素や酸を使用せず漂白したパルプを使用しています。紙はすべてリサイクル可能で、持続可能な森林資源で育った木から生産されています。

印刷を担当したエアバス・プリント・センター（フランス31707）は、廃棄物の管理と、発生するすべての副産物のリサイクル・プログラムに取り組んでいます。